

# 埋蔵文化財保護の手引き

－ 増補改定4版 －

杉並区教育委員会



# 目 次

I	埋蔵文化財の保護	1
II	周知の埋蔵文化財包蔵地内において建築・土木工事等を行う場合	2
1	照会・確認	2
2	事前協議	2
3	埋蔵文化財発掘の届出	2
4	指示	2
5	確認調査	3
(1)	確認調査の方法	3
(2)	確認調査費用・期間	3
(3)	確認調査の結果	3
6	協議	3
(1)	発掘調査費用の負担について	4
(2)	発掘調査の期間について	4
(3)	発掘調査会社の選定	4
7	発掘調査	4
(1)	発掘調査の届出の提出	4
(2)	発掘調査の実施	4
(3)	出土品の帰属・保管について	4
III	建築・土木工事等の予定地が周知の埋蔵文化財包蔵地外の場合	6
1	立ち会い・試掘調査	6
2	工事中に埋蔵文化財を発見した場合	6
(1)	協議	6
(2)	停止又は禁止の命令	6
IV	関係法規	7
	文化財保護法（抜粋）	7
	文化財保護法施行令（抜粋）	14
	東京都文化財保護条例（抜粋）	14
V	杉並区遺跡地図	15
	杉並区遺跡一覧	22

(届出について)

埋蔵文化財発掘調査フローチャート	28
埋蔵文化財発掘の提出書類各種記入方法	29
書類の提出について	31

(記入例)

(様式2)埋蔵文化財発掘の〔届出・通知〕について	32
別記	33
承諾書(別紙1)	34
承諾書(別紙2)	35

(届出書様式)

(様式2)埋蔵文化財発掘の〔届出・通知〕について

別記

(別紙1) 承諾書

(別紙2) 承諾書

# I 埋蔵文化財の保護

埋蔵文化財とは、地中に埋もれている文化財のことであり、その土地のことを「埋蔵文化財包蔵地」（＝遺跡）と呼んでいます。

遺跡は、土地に刻まれた住居跡・環濠・城館跡など過去の人類の生活の痕跡＝遺構と、土器・石器などの遺物からなります。

私たちの足下に眠っているこうした遺跡は、地域の歴史を知るために欠かせないものであるだけでなく、過去の人類のあゆみを現代に伝えることができる大切な財産です。

多くの遺跡は長い年月の間に地中に埋もれてしまい今日に至っています。また、都市化と宅地開発が進んだ現在では、日常生活の中で地表面から遺跡の存在を確認するのは非常に困難となっています。

そして、これらの遺跡は日々の活動によって破壊される危機にあります。大切な財産である遺跡がだれにも知られないままに破壊されて行くことはその地域のみならず、人類全体にとって大きな損失です。そのため、我が国では昭和 25（1950）年に文化財保護法が制定され、幾度かの改正を経て文化財の保護に努めてきました。遺跡についてもこの法律の中で一定の保護を図るための規定を設けています。

地中に埋もれた遺跡がその姿を見せるのは、住宅建設や道路建設などの開発に起因する場合が多くを占めています。これらの開発は私たちの日常生活と無縁ではありません。

現代の私たちの活動によって遺跡が破壊され、歴史が解明できなくなることを防ぐためには、地域のみならず国民全体の理解と協力が必要です。

杉並区内にも現在 160 か所を越える遺跡があり、また近年あらたに発見され、範囲が広がった遺跡があります。

遺跡は現代に生きる私たちだけのものではありません。より良い環境を次の世代に引き継いで行くのと同じように、遺跡もまた次世代に引き継いで行かなければならないものです。

杉並区教育委員会では、これらの遺跡を保護するために遺跡地図を作成して、区内で住宅やマンション等の建設をする事業主（施主）などに対してその周知をはかるとともに、事業を行うに際しては遺跡の保護のために必要な指導を行い事業主（施主）などに協力を求め、遺跡の保護に取り組んで来ました。

今後とも、区民の方々と事業主（施主）には、遺跡の保護についてのご理解とご協力をお願いします。

## Ⅱ 周知の埋蔵文化財包蔵地内において 建築・土木工事等を行う場合

文化財保護法（以下「法」という）第93条第1項のいう「周知の埋蔵文化財包蔵地」の範囲内で建築・土木工事等を行う場合には、同法に基づいた手続きが必要となります。

### 1 照会・確認

区内において建築・土木工事等を行う場合には、計画策定段階のなるべく早い時期に敷地が周知の埋蔵文化財包蔵地（遺跡）の範囲内に含まれるかどうかを区教育委員会生涯学習推進課文化財係で確認してください。本書P.16～P.21及び杉並区教育委員会のホームページに、遺跡地図を掲載していますのでご活用ください。

埋蔵文化財包蔵地は今後あらたに発見されたり、範囲が広がったりする可能性が常にありますので必ず最新の情報で確認してください。

### 2 事前協議

周知の埋蔵文化財包蔵地の保護のため、土木工事や住宅建築などの開発行為に先立ち、計画内容について、埋蔵文化財保護のための事前協議をされるようお願いしています。主な協議内容は配置図・基礎断面図等を用いて埋蔵文化財に与える影響を具体的に確認します。埋蔵文化財保護と、土木・建築工事等の円滑化を図るため、できるだけ早い段階での事前協議をお願いします。

### 3 埋蔵文化財発掘の届出

計画地の全部、または一部が埋蔵文化財包蔵地の範囲に含まれる場合、建築主又は事業主は法第93条第1項に基づき、工事着手の60日前までに埋蔵文化財の発掘届を区教育委員会に提出してください。

埋蔵文化財発掘の届出には①土木工事等を計画している土地及びその付近の案内図②当該土木工事等の概要を示す図面（配置図・断面図（掘削内容のわかる図面））を添付してください。

借地等に建築を行う場合など、届出者（建築主又は事業主）と土地所有者が異なる場合は、土地所有者の承諾書が必要です（詳しい書類の作成方法は、P.32～P.35をご参照ください）。

区教育委員会で埋蔵文化財発掘の届出を受理した後、東京都教育委員会に提出します（注1）。

実際の工事を伴わない不動産取引等の場合は、法第93条第1項の届出を行う必要はありません。

### 4 指示

届出に対して、東京都教育委員会教育長名で法第93条第2項に基づく指示が出されます。工事計画に基づき立会調査、慎重工事、確認調査等、埋蔵文化財の具体的な取り扱いが指示

されています。

建築・土木工事等が埋蔵文化財に与える影響が少ない場合や既に失われている場合は根切工事時の立会調査や慎重工事を指示されます。

しかし、埋蔵文化財に影響を与えると判断される場合には、建築、土木工事等の実施前に確認調査・発掘調査を行うよう指示があります（注2・3）。

この指示が出された場合には、建築・土木工事等を予定している敷地の確認調査を行い埋蔵文化財の現状を記録する必要があります。

## 5 確認調査

確認調査は実施までに、およそ2週間程度の準備期間が必要です。この期間は調査計画の策定や人員の確保及び機材の手配等に必要な期間です。

また、法第99条に基づいて区の判断で確認調査を行う場合があります。

### (1) 確認調査の方法

確認調査は工事影響範囲内の全体を対象に調査坑（トレンチ）を掘り、遺物の分布状況や遺構の有無・種類等を確認し、遺跡の現状を記録します。確認調査面積は調査対象面積の10%を目安として設定します。

この確認調査は工事影響範囲内の遺跡の現状を記録することを目的に行いますので、原則として建物が残っているなどの場合には、確認調査をすることができません。

### (2) 確認調査費用・期間

確認調査の実施に際して、掘削・記録のための重機及び人員・資機材は原則として事業者の負担となります。調査期間は、敷地の面積や状況によって変動しますが、概ね1～2週間程度となります。

なお、個人の専用住宅について、確認調査費用は、原則として区教育委員会の負担となります。

### (3) 確認調査の結果

確認調査の結果、遺跡の存在が確認され、予定されている建築・土木工事等が遺跡に影響を与える恐れがある場合には、敷地内の遺跡保護のために事業者と区教育委員会が協議を行います。

確認調査の結果、敷地内に遺跡の存在が確認されなかった場合には、建築・土木工事等の計画を進めて支障ありません。

## 6 協議

確認調査により遺跡の存在が確認された後、事業者と区教育委員会は建築・土木工事等の計画変更等により当該遺跡の「現状保存」が可能かどうか協議します。遺跡は「現状保存」が最良の保存方法です。事業者は可能な限り計画の変更を行い遺跡の「現状保存」に協力してください。

「現状保存」の方法としては確認調査の結果に基づき、遺構のない部分で事業を行うほか、掘削が遺跡の確認された深さまで及ばない範囲で工事を行う場合がこれにあたります。計画

変更等による遺跡の「現状保存」が困難な場合には、次善の策として「記録保存」のための発掘調査を行います。この場合、事業者と区教育委員会は調査期間、発掘調査会社の選定等について協議します。この発掘調査とは報告書の刊行までを意味します。

(1) 発掘調査費用の負担について

発掘調査にかかる費用は原則として事業者の負担となります。立ち会いの際に重要な遺構や大量の遺物が発見され発掘調査が必要になった場合も同様です（注4）。

調査費用は現地調査に要する経費、遺物の整理及び報告書の作成に要する経費等です。

なお、個人の専用住宅について、発掘調査費用は、原則として区教育委員会の負担となります。

(2) 発掘調査の期間について

発掘調査は基本的に人手によって行われますので適切な期間の確保をお願いします。

発掘調査にかかる期間は、①敷地の面積、②建築・土木工事等の規模、③確認調査の結果から考えられる遺跡の規模、④遺跡の種類（集落、環濠など）、⑤遺跡の時期（旧石器、縄文、弥生など）等を考慮し、協議を行った上で取り決めます。

(3) 発掘調査会社の選定

事業者と区教育委員会との協議により発掘調査会社を選定することになります。

区教育委員会は、発掘調査会社に対して調査期間中、必要な指導を行います。

## 7 発掘調査

(1) 発掘調査の届出の提出

事業者と調査主体者の間で契約が成立した段階で、法第92条第1項の発掘調査の届出を調査主体者から東京都教育委員会教育長宛に行います。この届出は「調査のための発掘」をする場合に、発掘の着手の30日前までに行うことが義務づけられています。この届出を怠ると法第203条第2号による処罰の対象になります。

(2) 発掘調査の実施

発掘調査は、現地での調査及びそれを整理して結果をまとめた報告書が刊行された時点で終了したことになります。整理作業は現地調査で撮影した写真や実測図の整理、図面の作成、遺物の写真撮影・実測・拓本・トレース、文章の執筆等の報告書作成のための作業です。

発掘調査された遺跡は、報告書が刊行されることにより「記録保存」され、初めて「保存と活用」が可能となります。

(3) 出土品の帰属・保管について

発掘調査により出土した土器・石器等の出土品は、遺失物法の適用を受けることになります。出土品は、調査主体者から所轄の警察署長に埋蔵物発見届を提出することにより、現物の差し出しとして取り扱われます。

また、出土品は調査主体者が東京都教育委員会に保管証を提出して保管します。

届出を受けた警察署長は公告の手続きをとり、所有者が判明しないときは法第 105 条第 1 項により所有権は東京都に帰属します。都は文化財の所有権を東京都文化財保護条例第 43 条により、発見された土地を管轄する区市町村に帰属させることができます（注 5）。

## 注 解

（注 1）行政手続法第 37 条「・・・形式上の要件に適合している場合は、当該届出が法令により当該届出の提出先とされている機関の事務所に到達したときに、当該届出をすべき手続上の義務が履行されたものとする。」により、杉並区教育委員会に届出が到達（受理）した時に届出が行われたことになります。

届出書が形式上の要件に適合していない場合には、区教育委員会で届出書の補正を求めます。補正に応じずに届出書を窓口において帰ったり、郵送したりした場合は不受理となり、届出をしたことにはなりません。

（注 2）平成 10 年 9 月 29 日 庁保記第 75 号 文化庁次長から各都道府県教育委員会教育長あて通知「埋蔵文化財の保護と発掘調査の円滑化等について」に準拠し、

- ① 工事等により埋蔵文化財が掘削される場合
- ② 一時的な盛土や工作物等の設置により、埋蔵文化財に影響を及ぼす恐れがある場合
- ③ 恒久的建築物・道路等を設置する場合

には発掘調査を行うよう指示が出されます。

（注 3）東京高等裁判所 昭和 60 年 10 月 9 日（確定）昭和 58 年（ネ）第 1498 号

「埋蔵文化財が、わが国の歴史、文化などの正しい理解のために欠くことのできない貴重な国民的財産であり、これを公共のために適切に保存すべきものであることはいうまでもないところであり、このような見地から、埋蔵文化財包蔵地の利用が一定の制約を受けることは、公共の福祉による制約として埋蔵文化財包蔵地に内在するものというべきである。」

（注 4）東京高等裁判所 昭和 60 年 10 月 9 日（確定）昭和 58 年（ネ）第 1498 号

「・・・埋蔵文化財包蔵地における土木工事によつて埋蔵文化財が破壊される場合には、埋蔵文化財の保存に代わる次善の策として、その記録を保存するために発掘調査を指示することは埋蔵文化財保護の見地からみて適切な措置というべきである。したがつて、右のような発掘調査の指示がなされることによつて、発掘者がある程度の経済的負担を負う結果になるとしても、それが文化財保護法の趣旨を逸脱した不当に過大なものでない以上、原因者たる発掘者において受忍すべきものというべきである。」

（注 5）東京都教育委員会は法第 105 条第 1 項により都に帰属した文化財を、法第 107 条第 1 項により当該文化財の発見者又は発見された土地の所有者に譲与することができますが、その際には申請書とともに譲与された出土品を保存し、又は活用する施設等の概要に係る資料等の書類を東京都教育委員会に提出しなければなりません。

### Ⅲ 建築・土木工事等の予定地が周知の 埋蔵文化財包蔵地外の場合

建築・土木工事等の予定地が、周知の埋蔵文化財包蔵地の範囲に入っていない場合には、文化財保護法に基づく届出を行う必要はありません。しかし、工事に着手した後で遺跡が発見されることがあります。

#### 1 立ち会い・試掘調査（埋蔵文化財包蔵地の隣接地の場合）

区教育委員会では、周知の埋蔵文化財包蔵地ではない場所であっても、地形的にみて遺跡の存在が予想される場所、遺跡に隣接している場所、最近の調査結果から遺跡の広がりや予想される場所では、事業者の方に区教育委員会による建物解体時等の立ち会いや試掘調査をお願いすることがあります。その結果、遺跡の存在が確認された場合には、周知の埋蔵文化財包蔵地内で事業を行う場合と同じく「遺跡の保護」のための協議を行います。なお、試掘調査の費用は、原則として区教育委員会の負担となります。ただし、試掘調査により、遺跡の存在が確認された場合には、周知の埋蔵文化財包蔵地内において建築・土木工事等を行う場合と同じ扱いになります（Ⅱ－6 参照）。

事業の着手後に遺跡が発見されると、その後の調査ならびに工事日程等の調整が困難になることが予想されますので、立ち会い若しくは事前の試掘調査にご協力ください。

#### 2 工事中に埋蔵文化財を発見した場合

建築・土木工事等に着手した後に、土器・石器等の出土により遺跡を発見した場合には法第96条第1項により、その現状を変更することなく、遅滞なく、その旨を東京都教育委員会教育長宛に届け出る義務が生じます。この届出を怠るか、または虚偽の届出をした場合には、法第203条第2号により処罰の対象となります。

##### (1) 協議

届出が行われた後、また届出が行われていなくても東京都教育委員会教育長は当該遺跡の保護上必要な指示を行うことができます。区教育委員会では当該届出が行われた時点、また届出が行われていなくても遺跡の発見の時点で、事業者と発見された遺跡の取り扱いについて協議します。協議の内容は、周知の埋蔵文化財包蔵地内で事業を行う場合と同じです。

##### (2) 停止又は禁止の命令

東京都教育委員会教育長は当該の届出があった場合、その遺跡が重要で保護のための調査を行う必要があると認めたときは、土地の所有者・占有者に対して、期間と区域を定めて、現状の変更の停止または禁止を命ずることができます。この命令は、当該の届出が行われていない場合にも出すことができます。この命令に従わなかった場合には、法第197条第2号により処罰の対象となります。

# IV 関係法規

## 文化財保護法（抜粋）

### 第1章 総則

（この法律の目的）

**第1条** この法律は、文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もつて国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする。

（文化財の定義）

**第2条** この法律で「文化財」とは、次に掲げるものをいう。

（1）建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの（これらのものと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む。）並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料（以下「有形文化財」という。）

（2）演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの（以下「無形文化財」という。）

（3）衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で我が国民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの（以下「民俗文化財」という。）

（4）貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとって歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で我が国にとって芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）、植物（自生地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む。）で我が国にとって学術上価値の高いもの（以下「記念物」という。）

（5）地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの（以下「文化的景観」という。）

（6）周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値の高いもの（以下「伝統的建造物群」という。）

2 この法律の規定（第27条から第29条まで、第37条、第55条第1項第4号、第153条第1項第1号、第165条、第171条及び附則第3条の規定を除く。）中「重要文化財」には、国宝を含むものとする。

3 この法律の規定（第109条、第110条、第112条、第122条、第131条第1項第4号、第153条第1項第7号及び第8号、第165条並びに第171条の規定を除く。）中「史跡名勝天然記念物」には、特別史跡名勝天然記念物を含むものとする。

（政府及び地方公共団体の任務）

**第3条** 政府及び地方公共団体は、文化財がわが国の歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできないものであり、且つ、将来の文化の向上発展の基礎をなすものであることを認識し、その保存が適切に行われるように、周到の注意をもってこの法律の趣旨の徹底に努めなければならない。

(国民、所有者等の心構)

**第4条** 一般国民は、政府及び地方公共団体がこの法律の目的を達成するために行う措置に誠実に協力しなければならない。

2 文化財の所有者その他の関係者は、文化財が貴重な国民的財産であることを自覚し、これを公共のために大切に保存するとともに、できるだけこれを公開する等その文化的活用に努めなければならない。

3 政府及び地方公共団体は、この法律の執行に当つて関係者の所有権その他の財産権を尊重しなければならない。

## 第6章 埋蔵文化財

(調査のための発掘に関する届出、指示及び命令)

**第92条** 土地に埋蔵されている文化財（以下「埋蔵文化財」という。）について、その調査のため土地を発掘しようとする者は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、発掘に着手しようとする日の30日前までに文化庁長官に届け出なければならない。ただし、文部科学省令の定める場合は、この限りでない。

2 埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項の届出に係る発掘に関し必要な事項及び報告書の提出を指示し、又はその発掘の禁止、停止若しくは中止を命ずることができる。

(土木工事等のための発掘に関する届出及び指示)

**第93条** 土木工事その他埋蔵文化財の調査以外の目的で、貝塚、古墳その他埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されている土地（以下「周知の埋蔵文化財包蔵地」という。）を発掘しようとする場合には、前条第1項の規定を準用する。この場合において、同項中「30日前」とあるのは、「60日前」と読み替えるものとする。

2 埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項で準用する前条第1項の届出に係る発掘に関し、当該発掘前における埋蔵文化財の記録の作成のための発掘調査の実施その他の必要な事項を指示することができる。

(国の機関等が行う発掘に関する特例)

**第94条** 国の機関、地方公共団体又は国若しくは地方公共団体の設立に係る法人で政令の定めるもの（以下この条及び第97条において「国の機関等」と総称する。）が、前条第1項に規定する目的で周知の埋蔵文化財包蔵地を発掘しようとする場合においては、同条の規定を

適用しないものとし、当該国の機関等は、当該発掘に係る事業計画の策定に当たって、あらかじめ、文化庁長官にその旨を通知しなければならない。

2 文化庁長官は、前項の通知を受けた場合において、埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、当該国の機関等に対し、当該事業計画の策定及びその実施について協議を求めべき旨の通知をすることができる。

3 前項の通知を受けた国の機関等は、当該事業計画の策定及びその実施について、文化庁長官に協議しなければならない。

4 文化庁長官は、前2項の場合を除き、第1項の通知があつた場合において、当該通知に係る事業計画の実施に関し、埋蔵文化財の保護上必要な勧告をすることができる。

5 前各項の場合において、当該国の機関等が各省各庁の長（国有財産法（昭和23年法律第73号）第4条第2項に規定する各省各庁の長をいう。以下同じ。）であるときは、これらの規定に規定する通知、協議又は勧告は、文部科学大臣を通じて行うものとする。

（埋蔵文化財包蔵地の周知）

**第95条** 国及び地方公共団体は、周知の埋蔵文化財包蔵地について、資料の整備その他その周知の徹底を図るために必要な措置の実施に努めなければならない。

2 国は、地方公共団体が行う前項の措置に関し、指導、助言その他の必要と認められる援助をすることができる。

（遺跡の発見に関する届出、停止命令等）

**第96条** 土地の所有者又は占有者が出土品の出土等により貝づか、住居跡、古墳その他遺跡と認められるものを発見したときは、第92条第1項の規定による調査に当たって発見した場合を除き、その現状を変更することなく、遅滞なく、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、その旨を文化庁長官に届け出なければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置を執る場合は、その限度において、その現状を変更することを妨げない。

2 文化庁長官は、前項の届出があつた場合において、当該届出に係る遺跡が重要なものであり、かつ、その保護のため調査を行う必要があると認めるときは、その土地の所有者又は占有者に対し、期間及び区域を定めて、その現状を変更することとなるような行為の停止又は禁止を命ずることができる。ただし、その期間は、3月を超えることができない。

3 文化庁長官は、前項の命令をしようとするときは、あらかじめ、関係地方公共団体の意見を聴かななければならない。

4 第2項の命令は、第1項の届出があつた日から起算して1月以内にしなければならない。

5 第2項の場合において、同項の期間内に調査が完了せず、引き続き調査を行う必要があるときは、文化庁長官は、1回に限り、当該命令に係る区域の全部又は一部について、その期間を延長することができる。ただし、当該命令の期間が、同項の期間と通算して6月を超えることとなつてはならない。

- 6 第2項及び前項の期間を計算する場合においては、第1項の届出があつた日から起算して第2項の命令を發した日までの期間が含まれるものとする。
- 7 文化庁長官は、第1項の届出がなされなかつた場合においても、第2項及び第5項に規定する措置を執ることができる。
- 8 文化庁長官は、第2項の措置を執つた場合を除き、第1項の届出がなされた場合には、当該遺跡の保護上必要な指示をすることができる。前項の規定により第2項の措置を執つた場合を除き、第1項の届出がなされなかつたときも、同様とする。
- 9 第2項の命令によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。
- 10 前項の場合には、第41条第2項から第4項までの規定を準用する。

(国の機関等の遺跡の発見に関する特例)

**第97条** 国の機関等が前条第1項に規定する発見をしたときは、同条の規定を適用しないものとし、第92条第1項又は第99条第1項の規定による調査に当たつて発見した場合を除き、その現状を変更することなく、遅滞なく、その旨を文化庁長官に通知しなければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置を執る場合は、その限度において、その現状を変更することを妨げない。

- 2 文化庁長官は、前項の通知を受けた場合において、当該通知に係る遺跡が重要なものであり、かつ、その保護のため調査を行う必要があると認めるときは、当該国の機関等に対し、その調査、保存等について協議を求めべき旨の通知をすることができる。
- 3 前項の通知を受けた国の機関等は、文化庁長官に協議しなければならない。
- 4 文化庁長官は、前2項の場合を除き、第1項の通知があつた場合において、当該遺跡の保護上必要な勧告をすることができる。
- 5 前各項の場合には、第94条第5項の規定を準用する。

(文化庁長官による発掘の施行)

**第98条** 文化庁長官は、歴史上又は学術上の価値が特に高く、かつ、その調査が技術的に困難なため国において調査する必要があると認められる埋蔵文化財については、その調査のため土地の発掘を施行することができる。

- 2 前項の規定により発掘を施行しようとするときは、文化庁長官は、あらかじめ、当該土地の所有者及び権原に基づく占有者に対し、発掘の目的、方法、着手の時期その他必要と認める事項を記載した令書を交付しなければならない。
- 3 第1項の場合には、第39条(同条第3項において準用する第32条の2第5項の規定を含む。)及び第41条の規定を準用する。

(地方公共団体による発掘の施行)

**第99条** 地方公共団体は、文化庁長官が前条第1項の規定により発掘を施行するものを除き、

埋蔵文化財について調査する必要があると認めるときは、埋蔵文化財を包蔵すると認められる土地の発掘を施行することができる。

- 2 地方公共団体は、前項の発掘に関し、事業者に対し協力を求めることができる。
- 3 文化庁長官は、地方公共団体に対し、第1項の発掘に関し必要な指導及び助言をすることができる。
- 4 国は、地方公共団体に対し、第1項の発掘に要する経費の一部を補助することができる。  
(返還又は通知等)

**第100条** 第98条第1項の規定による発掘により文化財を発見した場合において、文化庁長官は、当該文化財の所有者が判明しているときはこれを所有者に返還し、所有者が判明しないときは、遺失物法（平成18年法律第73号）第4条第1項の規定にかかわらず、警察署長にその旨を通知することをもつて足りる。

- 2 前項の規定は、前条第1項の規定による発掘により都道府県又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市若しくは同法第252条の22第1項の中核市（以下「指定都市等」という。）の教育委員会が文化財を発見した場合における当該教育委員会について準用する。
- 3 第1項（前項において準用する場合を含む。）の通知を受けたときは、警察署長は、直ちに当該文化財につき遺失物法第7条第1項の規定による公告をしなければならない。

(提出)

**第101条** 遺失物法第4条第1項の規定により、埋蔵物として提出された物件が文化財と認められるときは、警察署長は、直ちに当該物件を当該物件の発見された土地を管轄する都道府県の教育委員会（当該土地が指定都市等の区域内に存する場合にあつては、当該指定都市等の教育委員会。次条において同じ。）に提出しなければならない。ただし、所有者の判明している場合は、この限りでない。

(鑑査)

**第102条** 前条の規定により物件が提出されたときは、都道府県の教育委員会は、当該物件が文化財であるかどうかを鑑査しなければならない。

- 2 都道府県の教育委員会は、前項の鑑査の結果当該物件を文化財と認めたときは、その旨を警察署長に通知し、文化財でないとしたときは、当該物件を警察署長に差し戻さなければならない。

(引渡し)

**第103条** 第100条第1項に規定する文化財又は同条第2項若しくは前条第2項に規定する文化財の所有者から、警察署長に対し、その文化財の返還の請求があつたときは、文化庁長官又は都道府県若しくは指定都市等の教育委員会は、当該警察署長にこれを引き渡さなければならない。

(国庫帰属及び報償金)

**第 104 条** 第 100 条第 1 項に規定する文化財又は第 102 条第 2 項に規定する文化財（国の機関又は独立行政法人国立文化財機構が埋蔵文化財の調査のための土地の発掘により発見したものに限る。）で、その所有者が判明しないものの所有権は、国庫に帰属する。この場合においては、文化庁長官は、当該文化財の発見された土地の所有者にその旨を通知し、かつ、その価格の 2 分の 1 に相当する額の報償金を支給する。

2 前項の場合には、第 41 条第 2 項から第 4 項までの規定を準用する。

(都道府県帰属及び報償金)

**第 105 条** 第 100 条第 2 項に規定する文化財又は第 102 条第 2 項に規定する文化財（前条第 1 項に規定するものを除く。）で、その所有者が判明しないものの所有権は、当該文化財の発見された土地を管轄する都道府県に帰属する。この場合においては、当該都道府県の教育委員会は、当該文化財の発見者及びその発見された土地の所有者にその旨を通知し、かつ、その価格に相当する額の報償金を支給する。

2 前項に規定する発見者と土地所有者とが異なるときは、前項の報償金は、折半して支給する。

3 第 1 項の報償金の額は、当該都道府県の教育委員会が決定する。

4 前項の規定による報償金の額については、第 41 条第 3 項の規定を準用する。

5 前項において準用する第 41 条第 3 項の規定による訴えにおいては、都道府県を被告とする。

(譲与等)

**第 106 条** 政府は、第 104 条第 1 項の規定により国庫に帰属した文化財の保存のため又はその効用から見て国が保有する必要がある場合を除いて、当該文化財の発見された土地の所有者に、その者が同条の規定により受けるべき報償金の額に相当するものの範囲内でこれを譲与することができる。

2 前項の場合には、その譲与した文化財の価格に相当する金額は、第 104 条に規定する報償金の額から控除するものとする。

3 政府は、第 104 条第 1 項の規定により国庫に帰属した文化財の保存のため又はその効用から見て国が保有する必要がある場合を除いて、独立行政法人国立文化財機構又は当該文化財の発見された土地を管轄する地方公共団体に対し、その申請に基づき、当該文化財を譲与し、又は時価よりも低い対価で譲渡することができる。

**第 107 条** 都道府県の教育委員会は、第 105 条第 1 項の規定により当該都道府県に帰属した文化財の保存のため又はその効用から見て当該都道府県が保有する必要がある場合を除いて、当該文化財の発見者又はその発見された土地の所有者に、その者が同条の規定により受けるべき報償金の額に相当するものの範囲内でこれを譲与することができる。

2 前項の場合には、その譲与した文化財の価格に相当する金額は、第 105 条に規定する報償金の額から控除するものとする。

(遺失物法の適用)

**第 108 条** 埋蔵文化財に関しては、この法律に特別の定めのある場合のほか、遺失物法の規定の適用があるものとする。

### 第 13 章 罰 則

**第 197 条** 次の各号のいずれかに該当する者は、20 万円以下の罰金に処する。

(1) 第 43 条又は第 125 条の規定に違反して、許可を受けず、若しくはその許可の条件に従わないで、重要文化財若しくは史跡名勝天然記念物の現状を変更し、若しくはその保存に影響を及ぼす行為をし、又は現状の変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止の命令に従わなかつた者

(2) 第 96 条第 2 項の規定に違反して、現状を変更することとなるような行為の停止又は禁止の命令に従わなかつた者

**第 198 条** 次の各号のいずれかに該当する者は、10 万円以下の罰金に処する。

(2) 第 98 条第 3 項（第 186 条第 2 項で準用する場合を含む。）で準用する第 39 条第 3 項で準用する第 32 条の 2 第 5 項の規定に違反して、発掘の施行を拒み、又は妨げた者

**第 202 条** 次の各号のいずれかに該当する者は、10 万円以下の過料に処する。

(6) 第 92 条第 2 項の規定に違反して、発掘の禁止、停止又は中止の命令に従わなかつた者

**第 203 条** 次の各号のいずれかに該当する者は、5 万円以下の過料に処する。

(2) 第 31 条第 3 項、第 32 条、第 33 条、第 34 条、第 43 条の 2 第 1 項、第 61 条若しくは第 62 条、第 64 条第 1 項、第 65 条第 1 項、第 73 条、第 81 条第 1 項、第 84 条第 1 項本文、第 92 条第 1 項、第 96 条第 1 項、第 115 条第 2 項、第 127 条第 1 項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者

## 文化財保護法施行令（抜粋）

（法第94条第1項の政令で定める法人）

**第1条** 文化財保護法（以下「法」という。）第九十四条第一項の政令で定める法人は、港務局、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構、国立研究開発法人科学技術振興機構、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、国立研究開発法人森林研究・整備機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構、国立研究開発法人理化学研究所、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、四国旅客鉄道株式会社、首都高速道路株式会社、新関西国際空港株式会社、地方住宅供給公社、地方道路公社、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人都市再生機構、独立行政法人水資源機構、独立行政法人労働者健康安全機構、土地開発公社、中日本高速道路株式会社、成田国際空港株式会社、西日本高速道路株式会社、西日本電信電話株式会社、日本貨物鉄道株式会社、日本勤労者住宅協会、日本電信電話株式会社、日本放送協会、日本郵便株式会社、阪神高速道路株式会社、東日本高速道路株式会社、東日本電信電話株式会社、北海道旅客鉄道株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社及び地方公共団体の全額出資に係る法人で文化庁長官の指定するものとする。

## 東京都文化財保護条例（抜粋）

### 第7章 埋蔵文化財

（文化財の所有権の帰属）

**第43条** 法第105条第1項の規定により都にその所有権が帰属した文化財は、法第107条第1項の規定により当該文化財の発見者又はその発見された土地の所有者に譲与する場合を除き、当該文化財が発見された土地を管轄する特別区又は市町村（以下「区市町村」という。）にその所有権を帰属させることができる。

### 第9章 区市町村教育委員会

（区市町村教育委員会が処理する事務）

**第57条** 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第55条第1項の規定に基づき、教育委員会の権限に属する事務のうち、次に掲げる事務を区市町村（第2号に掲げる事務は区市に限る。）が処理することとする。

（1）法及びこの条例の規定により文化財に関し教育委員会に提出すべき届書その他の書類及び物件の受理

（区市町村教育委員会の意見具申）

**第58条** 教育委員会は、前条第1号の事務を処理する区市町村教育委員会に対し、当該届書その他の書類及び物件に関し意見を求めるものとする。